

防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例において市長が定める回数及び訪問介護を定める要綱

平成30年10月1日制定

(趣旨)

第1条 防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第17号）第15条第19号において、市長が定める回数及び訪問介護については、この要綱の定めるところによる。

(市長が定める回数)

第2条 市長が定める回数は、1月につき別表のとおりとする。

(市長が定める訪問介護)

第3条 市長が定める訪問介護は、生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注3に規定する生活援助をいう。）が中心である指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第4条に規定する指定訪問介護をいう。）とする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回